

箕面市地域防災計画新旧対照表 (主な改訂箇所 の 抜粋)

現行	改正案	ページ
	<p><u>2-1-1-1-2-6 特別班</u> <u>本部長は、特に必要と認める場合に、対策部内に特別班を置くことができる。</u></p>	災害予防対策-3
<p>2-1-2-1 外部支援受け入れ拠点</p> <p>自衛隊、緊急消防援助隊、他自治体からの給水支援や応援職員の受け入れ及び活動・駐留拠点、または外部からの救援物資の受け入れ拠点として、「外部支援受け入れ拠点」を整備する。</p> <p>(外部支援の種別と外部支援受け入れ拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊 : 府立箕面高校グラウンド及び屋内運動場 ・緊急消防援助隊 : 市立かやの広場を中心とする周辺地域及び市立第一総合運動場武道館 ・救援物資 : <u>市立第二総合運動場(市内への輸送拠点を兼ねる)</u> ・給水支援 : サントリー箕面トレーニングセンター ・ボランティア : <u>ライフプラザ</u> ・医療救護班 : <u>ライフプラザ</u> 	<p><u>2-1-2-1 外部支援受け入れ拠点</u></p> <p>自衛隊、緊急消防援助隊、他自治体からの給水支援や応援職員の受け入れ及び活動・駐留拠点、または外部からの救援物資の受け入れ拠点として、「外部支援受け入れ拠点」を整備する。</p> <p>(外部支援の種別と外部支援受け入れ拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊 : 府立箕面高校グラウンド及び屋内運動場 ・緊急消防援助隊 : 市立かやの広場を中心とする周辺地域及び市立第一総合運動場武道館 ・救援物資 : <u>市立総合保健福祉センター(市内への輸送拠点を兼ねる)</u> ・給水支援 : サントリー箕面トレーニングセンター ・ボランティア : <u>市立市民活動センターを中心とするかやのさんぺい橋周辺(みのおキューズモール内)</u> ・医療救護班 : <u>箕面市立病院</u> 	災害予防対策-5

2-1-5-1-1 防災情報システムの充実

- ・インターネット掲載情報の充実（市ホームページ、おおさか防災ネット等）
- ・府防災情報システム（0-dis）の活用

- ・市民安全メールの活用
- ・職員緊急参集用メール・コールシステムの活用
- ・エリアメール／緊急速報メールの活用（定められた種類の緊急情報に限る）

※エリアメールはNTTドコモ、緊急速報メールはau、ソフトバンクのサービス名

- ・災害対策本部3拠点カメラシステムの活用
- ・市内防犯カメラネットワークの活用
- ・テレワークシステムの活用

2-1-5-2 情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化により、情報収集体制を確保するとともに、消防本部及び守衛室との連携により、職員の常駐体制を確保する。

また、市ホームページ緊急情報フォームの活用、市民安全メールによる配信、防災行政無線の屋外大型スピーカーからの放送、コミュニティFMタッキー816による放送、エリアメール／緊急速報メールの配信（定められた種類の緊急情報に限る）、市民安全ツイッターによる情報発信等、多重・複合的な伝達体制を整備する。

2-1-5-1-1 防災情報システムの充実

- ・インターネット掲載情報の充実（市ホームページ、おおさか防災ネット等）
- ・府防災情報システム（0-dis）の活用

・広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

- ・市民安全メールの活用
- ・職員緊急参集用メール・コールシステムの活用
- ・エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の活用（定められた種類の緊急情報に限る）

※エリアメールはNTTドコモ、緊急速報メールはau、ソフトバンクのサービス名

- ・災害対策本部3拠点カメラシステムの活用
- ・市内防犯カメラネットワークの活用
- ・テレワークシステムの活用

2-1-5-2 情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化により、情報収集体制を確保するとともに、消防本部及び守衛室との連携により、職員の常駐体制を確保する。

また、市ホームページ緊急情報フォームの活用、市民安全メールによる配信、防災行政無線の屋外大型スピーカーからの放送、コミュニティFMタッキー816による放送、エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報の配信（定められた種類の緊急情報に限る）、市民安全ツイッターによる情報発信等、多重・複合的な伝達体制を整備する。

2-1-9-1-1-3 予備的避難所

北小学校、萱野北小学校及び第一中学校を、地震時におい

災害予防対策-9

災害予防対策-10

災害予防対策-19

2-1-9-1-1-3 緊急避難場所と避難所の関係

2-1-9-1-2 避難所の機能整備

市は、避難所に食糧、飲料水、生活物資、衛生用品及び発電機等を備蓄するとともに、貯水槽を耐震化し、飲料水及び生活用水のさらなる確保に努める。

また、災害時要援護者を含む多様な避難者が利用しやすいよう、福祉仕様のトイレ及びスロープの整備（または仮設スロープの配備）等を行う。

て、発災後一定時間が経過したのち災害対策本部の判断で安全性が確保される場合において使用する予備的避難所とする。予備的避難所は、土砂災害のリスクを避けるため発災直後の使用は行わないことから、避難者のための備蓄は行わず、物資供給体制が整ったのち開設する。

2-1-9-1-1-4 緊急避難場所と避難所の関係

2-1-9-1-2 避難所の機能整備

市は、最初に開設する避難所及び拡張して開設する避難所に食糧、飲料水、生活物資、衛生用品及び発電機等を備蓄するとともに、貯水槽及びプール（これらの設備を備える避難所に限る）を耐震化し、飲料水及び生活用水のさらなる確保に努める。

併せて、避難所（学校施設の場合に限る）の体育館及び教室に空調設備を整備し、体育館の空調施設のためのプロパンガスについて常に一定残量を確保する。

また、災害時要援護者を含む多様な避難者が利用しやすいよう、避難所に福祉仕様のトイレ及びスロープの整備（又は仮設スロープの配備）等を行う。

2-1-9-4-2-1 風水害時の避難の類型

風水害時の避難は、災害対策基本法第60条第2項の規定により立ち退き先として避難所を指定する場合（この計画において「水平避難」という。）と、同条第3項の規定により屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する場合（この計画において「垂直避難」という。）がある。

市長は、家屋内にとどまっていた場合は生命又は身体に危険が及ぶ場合には水平避難を指示し、家屋内にとどまった場

災害予防対策-20

災害予防対策-22

災害予防対策-22

	<p><u>合でも生命・身体に危険がなく、水平退避によりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは垂直避難を指示する。</u></p> <p><u>ただし、垂直避難の対象世帯であっても、水平避難することを妨げない。</u></p>	
	<p><u>2-1-9-4-2-2 水平避難を要する世帯の避難誘導體制</u></p> <p><u>市は、水平避難を要する世帯をあらかじめ把握し、戸別に避難に関する情報を伝達する手段の確立に努める。</u></p> <p><u>自ら避難所に移動することが困難な世帯に対しては、市、避難支援等関係者あるいは自治会等の地域コミュニティが避難を支援する。</u></p>	<p>災害予防対策-22</p>
	<p><u>2-1-9-4-2-3 垂直避難する世帯の避難誘導體制</u></p> <p><u>市からの災害広報を受け、住民自ら家屋内の安全な場所に退避することを原則とし、家屋内の移動を自ら行うことが困難であることを避難支援関係者等や自治会等の地域コミュニティがあらかじめ把握している世帯については、必要に応じて支援する。</u></p>	<p>災害予防対策-22</p>
<p>2-1-10-2 食糧・生活用品の確保</p> <p>府計画においては、府・市町村は、それぞれ要給食者の1食分を備蓄するとされている。</p> <p>しかしながら、市全域に被害が及ぶ大規模災害時には、本市だけでなく、府全域に相当の被害が発生すると予想され、府からの食糧備蓄の緊急輸送が即日受けられる可能性が低いことから、市は、外部からの支援が期待できるまでの3日間、市独自で持ちこたえられるよう備蓄を整備する。</p> <p>なお、各家庭において3日分の食糧を備蓄するよう周知徹底することにより、家屋の被害が軽度であれば3日間は食糧の配布が必要ない体制づくりを推進する。</p>	<p>2-1-10-2 食糧・生活用品の確保と供給</p> <p>府計画においては、府・市町村は、それぞれ要給食者の1食分を備蓄するとされている。</p> <p>しかしながら、市全域に被害が及ぶ大規模災害時には、本市だけでなく、府全域に相当の被害が発生すると予想され、府からの食糧備蓄の緊急輸送が即日受けられる可能性が低いことから、市は、外部からの支援が期待できるまでの3日間、市独自で持ちこたえられるよう備蓄を整備する。</p> <p>なお、各家庭において3日分の食糧を備蓄するよう周知徹底することにより、家屋の被害が軽度であれば3日間は食糧の配布が必要としない体制づくりを推進する。</p>	<p>災害予防対策-24</p>

2-1-13-6-1 多重・複合的な情報提供

視覚障害者のため、防災マップ、啓発パンフレット等の点字版作成等により、平常時の防災知識の啓発に努めるとともに、障害者団体等を対象とする説明会、または地域コミュニティ等から事前に要請のあった説明会等においては、要約筆記等による情報保障を図る。

災害時の情報提供は、視覚情報（ホームページ、市民安全メール、エリアメール／緊急速報メール）と聴覚情報（防災行政無線、コミュニティFMタッキー816）を組み合わせるほか、掲示物は平易な表現と漢字に振り仮名を振る等の対応により、多様な市民への情報到達をめざす。

身体の状態または障害特性等により、これらの手段による情報伝達が困難な場合は、要継続支援者として支援を行う。

また、3日分の備蓄を消費した後において、外部からの支援物資の受け入れと住民への供給を円滑に行うため、市は、外部支援受け入れ拠点を整備する。

2-1-10-2-3 供給体制

市は、外部からの救援物資の受け入れ、災害対策本部における在庫、避難所からの物資要請に関する情報を統合して処理する災害時物流システムを構築するとともに、システムの操作に精通する特別班を設置する。

2-1-10-3 燃料の確保と供給

市は、発電機に使用するガソリン及び体育館の空調設備のためのプロパンガスを避難所に供給できるよう、関係事業者と連携して供給体制を整備する。

2-1-13-6-1 多重・複合的な情報提供

視覚障害者のため、防災マップ、啓発パンフレット等の点字版作成等により、平常時の防災知識の啓発に努めるとともに、障害者団体等を対象とする説明会、又は地域コミュニティ等から事前に要請のあった説明会等においては、要約筆記等による情報保障を図る。

災害時の情報提供は、視覚情報（ホームページ、市民安全メール、エリアメール／緊急速報メール／Yahoo!防災速報）と聴覚情報（防災行政無線、コミュニティFMタッキー816）を組み合わせるほか、掲示物は平易な表現と漢字に振り仮名を振る等の対応により、多様な市民への情報到達をめざす。

身体の状態又は障害特性等により、これらの一斉発信による手段による情報伝達が困難な場合は、個々の状況に応じて必要かつ合理的な配慮を行う。

災害予防対策-25

災害予防対策-25

災害予防対策-31

2-2-1-1-1-1 災害等の知識

- ・災害の態様や危険性
- ・市をはじめとする各防災関係機関の防災体制等
- ・地域の危険場所

2-3-3-2 水害軽減対策

洪水・浸水に対する事前の備えと、洪水発生が予測される際の的確な情報伝達、避難により、被害の軽減を図るため、市は、洪水予報、水防警報の水位情報等、府を通じて伝達される各種情報の市民への速やかな伝達体制を整備する。

また、浸水想定区域の指定・公表や、想定区域に居住する市民への浸水ハザードマップによる浸水しやすい箇所の事前周知等により、避難体制の整備を推進する。

2-3-3-2-2 浸水に備えて水平避難する避難所

避難所は、居住する校区の小学校（北小学校区にあっては中央生涯学習センター・メイプルホール、萱野北小学校区にあっては第二中学校）とする。

3-1-1-1-6 対策部の応急対策業務分担

（全対策部の共通事項）

- 1 対策部内の連絡調整並びに本部との連絡に関すること
- 2 対策部内情報のとりまとめに関すること
- 3 総務対策部への対策部内情報及び人員の報告に関する

2-2-1-1-1-1 災害等の知識

- ・災害の態様や危険性
- ・市をはじめとする各防災関係機関の防災体制等
- ・地域の危険場所

・風水害時の避難行動（水平避難又は垂直避難の別）

2-3-3-2 水害軽減対策

洪水・浸水に対する事前の備えと、洪水発生が予測される際の的確な情報伝達、避難により、被害の軽減を図るため、市は、洪水予報、水防警報の水位情報等、府を通じて伝達される各種情報の市民への速やかな伝達体制を整備する。

また、浸水想定区域の指定・公表や、想定区域に居住する市民への浸水ハザードマップによる浸水しやすい箇所、水平避難又は垂直避難の別の事前周知等により、避難体制の整備を推進する。

2-3-3-2-2 浸水に備えて水平避難する避難所

浸水に備えて水平避難する場合の避難所は、居住する校区の小学校（北小学校区にあっては中央生涯学習センター・メイプルホール、萱野北小学校区にあっては第二中学校）とする。

浸水が始まった場合には、垂直避難を指示する。

3-1-1-1-6 対策部の応急対策業務分担

（全対策部の共通事項）

- 1 対策部内の連絡調整並びに本部との連絡に関すること
- 2 対策部内情報のとりまとめに関すること
- 3 総務対策部への対策部内情報及び人員の報告に関する

災害予防対策-34

災害予防対策-44

災害予防対策-44

災害応急対策-4

こと

- 4 主たる担当部局の所管に係る施設に関すること
- 5 特命の事項に関すること

生活支援対策部

- 1 地区防災委員会との連絡調整に関すること
- 2 避難者及び在宅被災者支援の統括に関すること
- 3 児童・生徒等の安全確保に関すること
- 4 被災小・中学生に対する学用品の調達に関すること
- 5 避難者及び在宅被災者支援の実施に関すること
- 6 食糧、物資等の輸送及び配布に関すること
- 7 自治会等の地域コミュニティとの連絡調整に関すること

3-2-1-2-2 ハザードエリア内の福祉施設等への周知
 ハザードエリア内にある福祉施設、医療機関等に対しては、予警報、土砂災害警戒情報等を直接伝達する。なお、集団避難等の必要性に配慮して、早めの情報提供に努める。

3-4-2-1-3 市民がとるべき避難行動

発令の種類	市民がとるべき避難行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始 ・通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害を避けることができる自宅内の2階、斜面から離れた場所や、近隣の安全な場所に避難 ・近隣に安全な場所がない場合は、指

こと

- 4 主たる担当部局の所管に係る施設に関すること
- 5 特命の事項に関すること

生活支援対策部

- 1 地区防災委員会との連絡調整に関すること
- 2 避難者及び在宅被災者支援の統括に関すること
- 3 児童・生徒等の安全確保に関すること
- 4 被災小・中学生に対する学用品の調達に関すること
- 5 避難者及び在宅被災者支援の実施に関すること
- 6 支援物資の受け入れに関すること
- 7 食糧、物資等の輸送及び配布に関すること
- 8 自治会等の地域コミュニティとの連絡調整に関すること

3-2-1-2-2 ハザードエリア内の福祉施設等への周知
 ハザードエリア内にある福祉施設、医療機関等に対しては、予警報、土砂災害警戒情報等を直接伝達する。なお、水平避難を要する場合だけでなく、施設内において垂直避難を行う施設にあっても、移動に介助を要する場合に配慮して、早めの情報提供に努める。

3-4-2-1-3 市民がとるべき避難行動

発令の種類	市民がとるべき避難行動
避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>水平避難を要する世帯の者は、避難所へ避難を開始</u> ・<u>その他水平避難を予定している者のうち、高齢者、障害者または小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始</u> ・通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始

災害応急対策-14

災害応急対策-27

	定の避難所へ避難を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・避難中の市民は、避難行動を速やかに完了 ・この時点で避難していない対象市民は、生命を守るための最低限の行動を開始

避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>水平避難を要する世帯の者は、避難所へ避難</u> ・<u>垂直避難する世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難</u>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難所へ移動中の者は、避難を速やかに完了</u> ・<u>垂直避難中の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難を継続</u> ・<u>水平避難を要する世帯の者で、この時点で避難していない場合は、近隣の安全な対象市民は、生命を守るための最低限の行動を開始</u>

3-4-4-4-1 食糧・生活用品の供給

避難所において食糧及び生活用品の需要が生じたときは、災害時物流システムを使用して災害対策本部に供給を要請する。

災害対策本部は、備蓄物資または外部からの救援物資の在庫とマッチングし、不足分を調達するとともに、マッチングした物資から順に避難所に供給する。

3-4-4-4-2 燃料の供給

電気が復旧するまでの間、避難所で発電機に使用するガソリンが枯渇しないよう、災害対策本部は、避難所からの要請を待たずガソリンの供給に努める。

夏季及び冬季においては、避難所（学校施設に限る）の体育館の空調設備のためのプロパンガスを供給するため、関係事業者に対応を要請する。